

第149回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年8月4日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎21階 海区委員会室 (Web併用会議)
東京都新宿区西新宿2-8-1
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 2番 | 村 山 将 人 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 4番 | 関 恒 美 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 8番 | 井 上 潔 | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員 7番 丸 裕二
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|---------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 課長代理 (漁業取締担当) | 龍 岳 比 呂 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 愛 宕 克 哉 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 山 本 敬 介 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 中 野 卓 |
| 〃 振興企画室 | 室 長 | 小 野 淳 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 11番 高 瀬 吉 安 12番 川 村 松 男
- 8 報告事項
(1) 海区漁場計画(素案)について
- 9 議 案
(1) かめ漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)
(2) 伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)
(3) 伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について
(4) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について(協議)

10 その他

11 議事事項

(午後2時03分 開会)

事務局長	<p>まず、出席状況の報告です。本日は7番丸委員が欠席。定数15名中、本日出席者は14名（1番田中委員、2番前田委員、4番関委員、5番鈴木委員、6番佐々木委員、8番井上委員、9番馬場委員、10番浜川委員、12番川村委員、13番山下委員、14番小島委員の11名はウェブ参加）。</p> <p>現在、定数15名ということでお話いたしましたでしたが、実際は中立委員1名の欠員で14名でございました。この度、7月1日付けで新たに中立委員として、ご就任を頂きました利島村村長村山委員が出席してございます。本日ウェブによるご出席のため、お話しにくい部分もあるかとは思いますが、一言ご挨拶を頂けたらと思います。村山委員、お願いいたします。</p>
2番委員	<p>よろしく申し上げます。利島の村山です。なかなか不勉強なところが多くて、皆様方にご迷惑をおかけするところがあるかもしれませんが、ご指導のほど、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続いて、資料の確認。 それでは会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>有元です、こんにちは。</p> <p>2月からは、島しょセンターであります。対面での開催ができていました。ここにきて、また急に感染者数が増えたため、本日は島しょセンターにお集まりいただく予定を変更して、皆様には可能な限りリモートに切り替えての会議をお願いいたしました。</p> <p>大事な議題、また報告事項もあり、大変ではございますが、皆様のご理解を頂きながら進められればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>早速、議事を進めますが、まず、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。順番で、11番の高瀬委員、そして12番の川村委員にお願いしようと思いません。よろしくをお願いいたします。</p>
11番、12番委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>まず、報告事項です。事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>報告事項については水産課の担当からお願いします。</p>
水産課	<p>【報告1】に基づき、説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今年は大島から小笠原までの各地区で、漁業権の切替えの進められるということです。何かご意見ございますでしょうか。</p>

4番委員	すみません、三宅島ですがちょっといいですか。三宅島、御蔵島の第2種漁業権は同じ漁場ですけども、例えば、この場合、三宅と御蔵の他に、よそから入ってくるということはありませんか。
水産課	基本的には、他の地区からの漁業者の希望があった場合、漁業をする許可を受ける必要がありますので、その際に少なくとも地先の漁業権者（漁協）と相談して、漁業調整上問題がないような条件を付与した上で、許可を行う予定でございます。
4番委員	分かりました。御蔵島では、今、建切網はもうやっていないのよね。
事務局長	調査で聞き取りの結果、今、建切網はやっていないということでした。
4番委員	分かりました。
会長	報告事項について、他にいかがでしょうか、ご意見、ご質問あればお願いします。それでは、次に事務局、報告事項でございますでしょうか。
事務局長	特にございません。
会長	分かりました。報告事項は終わりました、議題に移ります。本日の議案が全部で4件になっております。 また、この会議の後に、千葉海区との連合海区もありますので、ウェブ参加の皆さんも多く、要点を中心に簡潔なご説明をよろしくお願いいたします。 まず議案（1）、「かめ漁業の許可に関する制限措置等について」、知事諮問をお願いします。事務局、どうぞ。
事務局長	【資料1】の諮問文を朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。
会長	ありがとうございました。アオウミガメを採捕する漁業許可についての説明がありました。ご意見ありますか。
11番委員	小笠原の高瀬です。これ許可の申請期間は、1か月程度になっているんですか。この申請をして許可が受けたら5年間有効なのですか。例えば、5年間の途中で独立した人が許可を申請することは大丈夫なの。
水産課	船舶の数については特に定めがありません。許可申請を希望する場合、独立する1年から半年程度前にご相談があれば、改めて、許可の申請期間を設けます。
11番委員	では大丈夫なわけですね。

水産課	はい。委員会に諮問して、新たな申請期間を設けて、その間に申請頂くこととなります。
11番委員	分かりました。5年間でできなくなってしまうのでは困ってしまうからね。
水産課	そうですね。
会長	小笠原母島の佐々木委員はいかがでしょうか。
6番委員	特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
会長	どうもありがとうございました。他のことで何かご意見ありますでしょうか。では、異議もありませんので原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。
事務局長	続きまして、議案（2）です。「伊豆諸島海域における火光利用さば漁業、あじ・さば棒受け網漁業の許可に関する制限措置等について」をお願いします。この委員会が終わりましたから、千葉・東京連合海区、明日は一都三県連合海区とつながる議案になります。事務局から説明をお願いいたします。
水産課	【資料2】の諮問文を朗読。
水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。
会長	どうもありがとうございました。何かご意見ございますでしょうか。あるいは質問でもいかがでしょうか。
10番委員	すみません、浜川です。質問をいいですか。これまで、毎年同じことで気がつかなかったのですけれども、火光利用さば漁業に東京都枠が1隻ということですよ。キンメ釣り等底魚の釣りをやっていて、サバが食ってきたりするんです。そういうのは駄目なのですか。毎年、ずっと同じ議案をやっていて気がつかなかったものですか。
水産課	そういう場合は、単に一本釣り漁業、自由漁業でございますので、大丈夫かと思われれます。
10番委員	そうすると、許可と自由漁業の違いというのは何かあるのですか。
水産課	「火光を利用した方法」で、「サバの採捕を目的」に操業する場合については、この許可の対象となります。
10番委員	例えば、キンメダイやムツ釣りで、そういった漁具に、サバが食ってきた場合というのは、どういう取扱いになりますか。

水産課	火光利用さば漁業とは、あくまでも、「さばを目的」として釣る漁業です。従って、混獲で釣れた場合は、目的とした漁業ではないので、自由漁業の扱いになると思います。
10番委員	そうすると、例えば、混獲で釣ったサバを販売することはできないということになってしまうの。
水産課	そちらについても問題なく大丈夫です。
10番委員	問題ないということですか。
水産課	はい。
4番委員	では、要するに普通にサバを獲って販売しても問題ないということですね。
事務局長	もし、「集魚灯」を使って、「専門にサバを獲る」のであれば、この許可を受けていただかないと違反になってしまいます。 なので、逆にそういう実態があるのかどうか、水産課ないし事務局に報告していただかないと、取締担当も困ってしまいます。実際はどうなのですか。
4番委員	これまで気がつかなかったというのも、問題かもしれないけれども、販売していることになれば、かえって、専門に獲っているのではないかと、疑われる可能性もあるのじゃないか。
事務局長	それは心配ないです。先ほども説明したように、他の魚を目的に釣りに行つて、たまたま釣れたというだけで、売ること自体が違反ではありません。 これは、神津が特別ということではなく、どの地域でも、底釣りでマサバやゴマサバがかかたりすることはございます。それを、水揚げは駄目で全ておかずにしろということではなく、当然価値のあるものであれば、販売しても問題はありませぬ。あくまでも、サバを釣りに行ったのではなく、混獲したということになるので。 しかし、もし目的の魚が全く釣れないから、では、サバを専門に狙うという漁業者がいるのであれば、正式に「火光利用さば漁業」の許可受けてもらうしかないです。その点はいかがなんでしょうか。混獲なんでしょうか、それとも専門にサバを狙って釣ってくるという形なんでしょうか。
4番委員	その混獲なのか目的に捕獲したものなのか、その区別をどこで線引きすればいいのか、難しく思っている。ちゃんと答えてくれるのだろうかと思っいて。
事務局長	いや、一番大事なのは何を狙いに漁に行ったかということになります。サバを釣りに行ったということなんでしょうか。
4番委員	それを目的に行かなくても、例えば、銭洲などの操業で「メダイは食わない」、「サバばかりが食った」という場合、それも混獲扱いとしてくれるのかどうかという議論です。混獲の議論は、あまり掘り下げないほうがいいですかね。

事務局長	神津島の漁業者さんにも色々な意見もあると思いますので、今この場ではなくて、水産課が現地に行ったときに、漁業者に聞き取りをしてもらえばどうですか。
4番委員	ちょっと分からなかったもので質問しただけです。
事務局長	もし、何か分からないことがありましたら、委員会の後にでも直接事務局にでもご連絡なり頂ければと思います。
会長	<p>他にいかがでしょうか。今の話からは、漁業者が意識としてサバを獲りに行ったのではなく、他のものを狙っていたのだけれども混獲されてしまった。それを市場に揚げることは認められるという説明でした。</p> <p>それでは、異議もないようですので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。この議案につきましては、この委員会の後に、千葉・東京連合海区で、私と鈴木、浜川、関、田中各委員の5名で、また、日を改めて8月5日、ウェブ開催で一都三県連合海区、こちらは私、浜川委員、関委員の3名で提案して審議いたします。</p> <p>次に議案の(3)です。「伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について」をお願いします。事務局どうぞ。</p>
事務局長	【資料3】に基づき説明。
会長	どうもありがとうございました。神津島漁協で操業があり、水揚げがあったようですけれども、浜川委員、何か情報提供ございましたらお願いいたします。
4番委員	<p>今年の2月ぐらいに操業した結果ですが、ちょっと時化が続いてしまって、1隻の道具は飛ばされてしまったとのことでした。</p> <p>それで、実際は他の1隻ということになっていますが、操業日数は1日か2日程度です。今回は、漁具が十分揃ってなかったということや試験的に操業ということだった。今年からは本格的にやりたいということでした。以上です。</p>
会長	どうもありがとうございました。今年ですね。他の方で何かご意見ございますでしょうか。
4番委員	すみません、浜川ですが質問があります。よろしいですか。A区域からC区域までとなっていますけれども、承認というのは、神津島で言えばB区域以外は操業できないということになっていますか。
事務局長	A区域が伊豆大島の区域、B区域が利島、新島、式根、神津島の区域、C区域が三宅島、御蔵島の区域ということで、区域別に承認隻数を分けてございます。
4番委員	それとA区域、B区域というのは、緯度経度で区別はしてありますか。
事務局長	特に緯度経度で区別はしておりませんが、2ページの2(1)イで、B区域に神津島漁協は入ってしまっていて、利島、新島、式根及び神津島、各島から9海里以内の水域ということで、ぐるりと9海里以内の水域とご理解ください。

4番委員	そうすると、B区域というのは利島の9海里まではできるということですか。
事務局長	そうです。
4番委員	そうすると、大島の近くまでは入っていけるということですかね。
事務局長	A区域は大島から6海里以内です。
4番委員	近くまでは行けますということですよ。
事務局長	利島から9海里以内ですので、大島までは届かないと思います。
4番委員	行けないですか。分かりました。
会長	他にいかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。これまであまり操業がありませんでしたが、改めて開始するというのも期待がありますね。 ありがとうございました。原案どおり決定したいと思います。 最後の議案です。議案(4)「全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について(協議)」をお願いします。事務局どうぞ。
事務局長	【資料4】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。事務局からの説明のとおり、これからどうしていくかという話です。昨年までの「カツオ資源」、「大中型まき網のVMS」、「外国漁船の違法操業対策」を継続するか取り下げとするのか、また、新規要望があるかどうか、ご意見を頂ければと思います。本日、ここで急に意見を出すのが難しいところもありますが、いかがでしょうか。ご意見ありましたらどうぞ。
4番委員	すみません、「大中型まき網のVMS関係」のことでお聞きしたいのですが。漁業法が改正されて、VMSの設置が漁業調整上必要だと決まったのですよね。これまで漁業調整というのは、トラブルや怪しい行動があったときに、調整をすると認識しているのです。こういったトラブルや疑わしい行為がある中でも、VMSを開示しないというのは、法律が改正されても国は言うこと聞かないということになるのですかね。
事務局長	すみません。実際、今年は国と直接交渉はしていない内容です。今おっしゃられたように、個々の不利益処分に関わる内容、そういう情報については対応することができないと、文書で回答があったとのことでした。
4番委員	もう法律でそのように調整しなさいということであれば、逆に開示しなければいけないのではないですか。
事務局長	憶測でお答えをできませんが、他の様々な犯罪や裁判等になれば当然開示はされると思います。これは、あくまでも捜査情報と言えるかわかりませんが、そのような関連と判断して開示しないというのが、これまでの基本的なスタンスと思っています。

4番委員	<p>漁業調整において必要だと書いてありますよね。漁業調整で必要だから、全部開示しろということではなく、これまで要望してきているわけですから、そういった限られた条件をつけた上で開示ということで、また改めて強く申し入れてみてはどうなのでしょう。</p>
事務局長	<p>やはり、全漁調連全体の要望書という体裁では、細かい部分を表現できなくなってしまいます。その具体性のある部分については、委員のご意見を踏まえ、例えば漁連等の団体からの取組みにするのか、あるいは東京都として直接国に何かを要望するなど、国の意見等を聞いていくのが分かりやすいのかと思っております。いわゆる、このような全漁調連を通すという形ですと、なかなか具体的に細かい要望内容までは伝わらないのかなというのが私の感想でございます。</p>
4番委員	<p>分かりました。</p>
9番委員	<p>馬場ですけれどもよろしいでしょうか。このVMSの件で、私もこれは外さないで是非入れてほしいと思います。国の平成30年の予算書では、VMSのシステムは禁止区域内を操業している可能性のある船の航跡を識別して、違反の可能性のある船があることを警告するシステムで、それで違反情報の提出をしていることになっているのです。</p> <p>ただ、東京都であれば、ある程度何かおかしい船があるという情報があって、その船の情報を個別で開示、あるいは担当者と一緒に確認させてくれということでもあるし、このシステムをどのように運用しているのかということが、全く公開されていないと思うのです。違反のある可能性のある船をどうやって探知しているのか。そもそも、非常に不透明かと私は思っているのです。具体的な質問を加えてもいいかもしれませんし、東京都として出していいかもしれません。</p>
事務局長	<p>場合によって、水産課と東京海区で一緒に何か個別的に、こういう形ではなく、国に対して要望や要請を行うということも、ちょっと考えたほうがいいのかと思っております。その辺は、水産課と事務局とで検討させていただき、また皆様方のご意見も踏まえ、どなたか代表委員と一緒に、水産庁に話し合いの場を設けてもらうなど、検討させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
会長	<p>この後の連合海区委員会の時間が迫ってきてしまいました。時間切れとは心苦しいのですが、VMSの話、もう随分長く工夫し、苦心して提案を変えてきているのですけれどもなかなか難しい。また、更に別の見方も必要なかもしれません。9月9日までに提出と言われているわけで、私と事務局とで考え、皆様のご意見を聞く機会も改めて得るようにして、提案していくということで、今回はお認めいただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい、お願いします。</p>
会長	<p>文面を工夫するのか、それとも新しい項目を追加するかどうかも含め、検討させていただければと思います。</p> <p>これで第149回を終わりとしますが、次回開催予定についてご説明頂ければと思います。</p>

事務局長	<p>例年9月に審議していた案件は本日終了しました。今後、約一か月は委員会の開催予定はございません。10月に入ってから第150回の開催を予定してございます。まだ日数がございますので、日程が近づきましたら、改めてスケジュールをご通知したいと思います。</p> <p>開催場所は、島しょ農林水産センター3階会議室ということでございます。このご説明も毎回になりますが、コロナの感染者数が増えている状況です。また、この後下がっても、再び増加を繰り返している状況にあります。非常に、事務局としては、厳しい判断を行ってございます。現在、国や東京都からも提示されていますように、「行動制限はないまでも会議については十分な規模」というか、「1人1人のソーシャルディスタンスを図れる座席配置」や「換気等ができる会議室」でということになってございます。</p> <p>そのため、今年度は来年3月までとまだ先になりますが、対面開催になった場合としても、会議室は島しょ農林水産センターをお借りしてということで、ご理解頂きたいと思っております。</p> <p>議案につきましては、まず、本日、皆様方にご報告した海区漁場計画の案について、この正式な諮問がでございます。併せまして、公聴会の開催についての決定でございます。公聴会につきましては、従来、皆様方の各島に出向き、公聴会を開催してまいりました。現在、通常の委員会もウェブ併用をしながら開催してございます。昨年の小笠原の公聴会の開催方式、各公述人については島からウェブでつなぐ。皆様方につきましては、もし対面であれば島しょセンターにお集まりいただき、各島とつないだ公述人の意見を聞くことを考えてございます。皆様方も、場合により今回のようなウェブで、公述人もウェブという状況も考えなければいけないと、工夫したいと思っております。</p> <p>それから、皆様方、水産課とも協議いたしますが、大島から小笠原までの各地区の公聴会（あるいは公述人）を一日にまとめて開催するのかどうか、あるいは日にちを変えて、またはある程度、伊豆諸島の北部と南部、小笠原の3つぐらいの固まりにするのかも考えたいと思っております。分けたら分けたで、皆様方にとっても、その都度委員会に予定を縛られてしまいます。今後、皆様方のご意見をお聞きしたいと思っておりますのでご協力お願いしたいと思っております。</p> <p>議題の議案に戻りますと、とびうお流し刺し網漁業の関係でございます。それから、浮きはえ縄漁業の承認、これの1月から5月操業分の指示になります。それから、いきえさの使用制限の委員会指示になります。</p> <p>また、同じ日の午前中、海面利用小委員会の開催で、岩田委員、鈴木委員、浜川委員、高瀬委員、そして本日欠席ですが丸委員、代表委員として出席をお願いしたいと思います。</p> <p>その他の今後の予定は、この後に、「千葉・東京連合海区」、明日は「一都三県連合海区」となっております。今年度は、11月頃に木更津人工島関係の委員会指示として、「一都二県連合海区」の開催が予定されてございます。こちらも日程が決まり次第お知らせしたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
------	---

<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。次回は10月以降に開催ということで、改めて事務局から連絡を頂けるということです。公聴会もありますが、どのように開催するのかが随分難しくなってきましたが、よろしくご準備頂ければと思います。</p> <p>これで第149回の委員会を終了したいと思います。長時間にわたりまして、貴重なご意見どうもありがとうございました。この後に、「千葉・東京連合海区」が開始となりますので、代表委員の田中委員、関委員、浜川委員、鈴木委員の4人の皆さんはこのままウェブを接続しておいてください。それ以外の委員の方はこれにて終了ということで退出をお願いします。</p>
-----------	---

(午後3時38分、会長、第149回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)